

所 信

平成 29 年 9 月 28 日
日本証券業協会
全国証券取引所協議会
一般社団法人 投資信託協会

我が国経済は、4 年 9 か月に及ぶアベノミクスの取組みの下、政府・日本銀行の大胆な金融政策、機動的な財政政策及び成長力強化のための施策の相乗効果により、名目 GDP・企業収益が過去最高の水準に達する中、雇用・所得環境も大きく改善しており、今後も回復が続くことが期待されている。

政府の「未来投資戦略 2017」においては、活力ある金融資本市場の実現を通じて円滑な資金供給を促進するという方針の下、家計の安定的な資産形成の促進、市場環境の整備及び金融仲介機能の質の向上等、証券界・資産運用業界に関連する施策が含まれており、こうした施策が着実に実行に移されることで、日本経済の中長期的な成長を実現していくこととされている。

我々としても、この「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向けて、以下に掲げる方策に全力で取り組む所存である。関係各位におかれては、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

I. 投資による資産形成の推進

1. 中長期的な資産形成への貢献

我が国における少子高齢化の進展等を踏まえると、国民の資産形成の重要性はますます高まっており、人生の早い段階から投資を通じた安定的な資産形成を行えるよう環境の整備を進める必要がある。

まず、平成 30 年 1 月より開始される「つみたて N I S A」については、若年層を中心とする中長期的な資産形成の手段として極めて有効な制度であり、本制度の円滑な導入に向けた対応やこれに適した商品性を有する投資信託の提供等を進めるとともに、普及推進に向け積極的な広報活動を行う。あわせて、N I S A 制度全体（N I S A、ジュニア N I S A、つみたて N I S A）が国民の中長期的な資産形成手段としてさらに普及・定着することを目指し、制度の拡充・恒久化及び手続きの簡素化が図られるよう関係各方面への働きかけを行う。

また、長寿化の伸長を踏まえ、高齢者が長期にわたり安定した老後生活を送る上で必要な資産運用を支援するとともに、本年 1 月から加入対象者が拡大された i D e C o を含む確定拠出年金制度の普及に向けた制度や事務の改善に取り組む。

さらに、リスク資産の円滑な世代間移転を推進するための相続税評価額の見直しや、金融所得課税の一体化の促進等についても検討を進めその実現に努める。

2. 金融リテラシーの向上

学習指導要領の改訂により、教育現場において金融経済教育の更なる拡充が図られるよう、関係各方面への働きかけや情報提供を行う。また、N I S A や i D e C o 等の資産形成支援制度に対応し、投資未経験者・初心者を対象とするセミナーや講師派遣事業を推進し、特に投資信託等への積立投資の有用性に対する理解を促す。さらに、証券保有比率が低い若年層・女性に向けウェブコンテンツ等の充実を図るとともに、投資に関心がない方を含む幅広い層を対象に投資の意義や必要性の理解を促進するための方策を検討する。

II. 活力ある金融資本市場の実現

1. 金融資本市場の機能・競争力の強化

投資者及び発行体の双方にとってより魅力的な市場となるよう、我が国金融資本市場の機能・競争力の強化を図る。

まず、証券取引の決済リスク削減に関し、国債の決済期間短縮化（T + 1 化）及び株式等の決済期間短縮化（T + 2 化）について、その実施目標時期（国債：平成 30 年 5 月 1 日、株式等：平成 31 年中のなるべく早い時期）に円滑な移行を実現するよう取組みを進める。

社債市場の拡充に向け、社債管理制度の見直し等の環境整備について検討・働きかけを行うとともに、社債の取引情報の報告・発表制度について引き続き検証・見直しを行う。

投資信託については、国際的動向も踏まえ、そのガバナンス向上を図るとともに、ファンドの統合や投資法人制度の一層の活用可能性の検討を進める等、投資信託等の信頼性向上やビジネス環境の整備に努める。また、アジア地域ファンド・パスポート制度について、法令等の改正動向を踏まえ、自主規制規則の見直し等の必要な対応を行う。

さらに、金融資本市場に関する基礎的研究の促進に向け、研究者・市場関係者と積極的な交流を図り学術研究の支援を行うとともに、証券分野での F i n T e c h の活用に向けた研究・実証実験を行う。

2. 市場仲介者及び資産運用者の機能・信頼性の向上

活力ある金融資本市場の実現には市場仲介者及び資産運用者による機能・信頼性の向上への取組みが不可欠である。

本年 3 月に金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」については、既に多くの市場仲介者及び資産運用者が自社の取組方針を公表しているところであるが、各社の取組みが形式的なものに止まることなく、実質を伴う形で定着していくよう必要な支援等を行う。

また、自主規制機関における機動的・効果的な監査・考査機能の発揮、インサイダー取引の未然防止に向けた「J - I R I S S」（内部者情報登録・照合システム）への登録促進等の取組み及び反社会的勢力排除の取組みを継続的に行う。

制度改正等への対応支援としては、マイナンバー制度について、顧客によるマイナンバー提供の促進に向けた取組みを進めるとともに、共通報告基準（C R S）制度の円滑な実施に向け、社内体制の整備を支援する。

3. 持続可能な開発目標（S D G s）への積極的な取組み

国連及び政府が推進する「持続可能な開発目標（S D G s）」に関し、S D G s が掲げる 17 の目標に照らして、貧困・飢餓をなくし地球環境を守るため、インパクト・インベストメントや E S G 投資等、証券界・資産運用業界がビジネスとして具体的に支援できる課題を検討し、行動に移していく。また、働き方改革・女性活躍への積極的な支援を行うとともに、経済的弱者に対する教育支援・ボランティア等、S D G s に関し貢献できる具体的な活動について取組みを開始する。

4. グローバルな情報発信・連携の拡充

我が国金融資本市場の国際的なプレゼンスを一層向上させるため、日本証券サミット等の海外でのイベント開催や英語による情報提供の拡充を通じ、我が国金融資本市場の現状や取組み、コーポレートガバナンス強化の進展について積極的な情報発信を行う。

また、金融資本市場に関連する国際的な法規制等の動向について、国内外の関係機関と連携を図りながら適切な情報収集を行いつつ、我が国の現状を踏まえ意見の提出等を行う。

以 上